事業計画（岩手県大槌町）

１．海岸対策

① 海岸の状況

町内の地区海岸数	２地区海岸
被災した地区海岸数	２地区海岸
応急対策を実施した地区海岸数	２地区海岸
本復旧を実施する地区海岸数	２地区海岸

② 堤防高

９月２６日及び１０月２０日に堤防高を公表※。

船越湾：T.P. 12.8m（対象津波：明治三陸地震）

大槌湾：T.P. 14.5m（対象津波：明治三陸地震）

※　公表した堤防高を基本に、環境保全、周辺環境との調和、経済性、維持管理の容易性、施工性、公衆の利用等を総合的に考慮して決定する。

③ 復旧の予定

復旧する施設の概要計画については、１１月までに策定することを目指す。

これに基づく本復旧については、平成２４年４月までの工事着工を目指す。

本復旧の工事完了については、まちづくりや産業活動に極力支障が生じないよう、計画的に復旧を進め平成２７年３月の完了を目指す。

④ 成果目標　平成２３年度

・全ての被災した地区海岸において、１１月までに復旧する施設の概要計画策定※を目指す。

※　概要計画策定とは、災害査定のための概略設計の完了をもっていう。

⑤ その他

・地区海岸毎の計画等については別添一覧表に記載。

・復興計画策定に際しては、最大クラスの津波（レベル２）も考慮し、必要に応じ、津波浸水シミュレーション等を活用した支援を実施。

海岸保全施設の復旧にかかる事業計画（大槌町）

地区海岸名	堤防護岸延長（m）	主な施設	施設の高さ（T.P）		応急対策	復旧の予定				H23予算での実施内容
			被災前現況高（m）	被災後復旧高（m）		概要計画策定	詳細計画策定	工事着工	工事完了	
吉里吉里漁港	1,200	防潮堤、護岸	6.30	12.80	完了	H23.11	H24.1	H24.4	H27.3	・応急復旧 ・用地買収
大槌漁港	2,631	防潮堤	6.40	14.50	完了	H23.11	H24.1	H24.4	H27.3	・応急復旧 ・用地買収

※被災後復旧高は、災害復旧事業等により復旧を予定している高さである。
※被災後復旧高は、県が公表した計画高と異なる場合がある。

※概要計画策定とは、災害査定のための概略設計の完了をもっていう。
※詳細計画策定とは、工事着工のための詳細設計の完了をもっていう。
※工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもっていう。

岩手県沿岸の地域海岸分割図

≪岩手県における地域海岸の考え方≫

以下の点を考慮し、同一の津波外力を設定しうると判断される
一連の区間を地域海岸として設定

1）同一の湾で区分
2）湾口防波堤が計画されている湾は、湾口防波堤の内外で区分
3）海岸線の向きが一様な区間で区分

岩手県沿岸を24の地域海岸に分割

２．河川対策

【県管理河川】

①　２級水系大槌川水系など※１、２水系２河川９箇所※２での災害復旧事業を予定。そのうち、施設の被災及び背後地の状況に応じて緊急度の高い１箇所については応急対策を完了。

②　全９箇所について、平成２３年内に災害査定を完了し、平成２３年度内に、まちづくりとの調整を図った上で、測量、設計等に着手予定。

　設計、地元調整等の施工準備が終了した箇所から、順次、本復旧に着手し、海岸堤防の整備計画及び町が策定する復興計画等と整合を図りながら逐次整備。概ね５年を目途に全箇所完了させることを目標とする。（まちづくりと一体となって実施する区間については、まちづくりと堤防整備の調整を図りながら実施。）

　併せて、液状化のおそれがある箇所については対策を実施。

　また、今後津波の遡上が想定される区間の水門等の機能が確実に発揮されるよう、耐震化、自動化及び遠隔操作化の対策を実施。

③　破堤等の被害が生じていることから、警戒体制を強化。避難判断水位等の引き下げについても検討中。

④　成果目標　平成２３年度

〇 県管理区間（災害復旧事業）

全９箇所について、平成２３年内に災害査定を完了し、平成２３年度内に、まちづくりとの調整を図った上で、測量、設計等に着手予定

※１　位置図を参照

※２　一連区間の取扱い方等により、箇所数は変動しうる

復興施策の事業計画　参考図面　河川　　大槌町

図面：岩手県提供

３．下水道

① 箇所名：大槌浄化センター（※位置図を参照）

② 大槌浄化センターについては、簡易処理（沈殿＋消毒）を実施中。

③ 平成２４年７月までに簡易処理から通常処理へ移行し、復旧を完了予定。

（参考）下水処理場　位置図

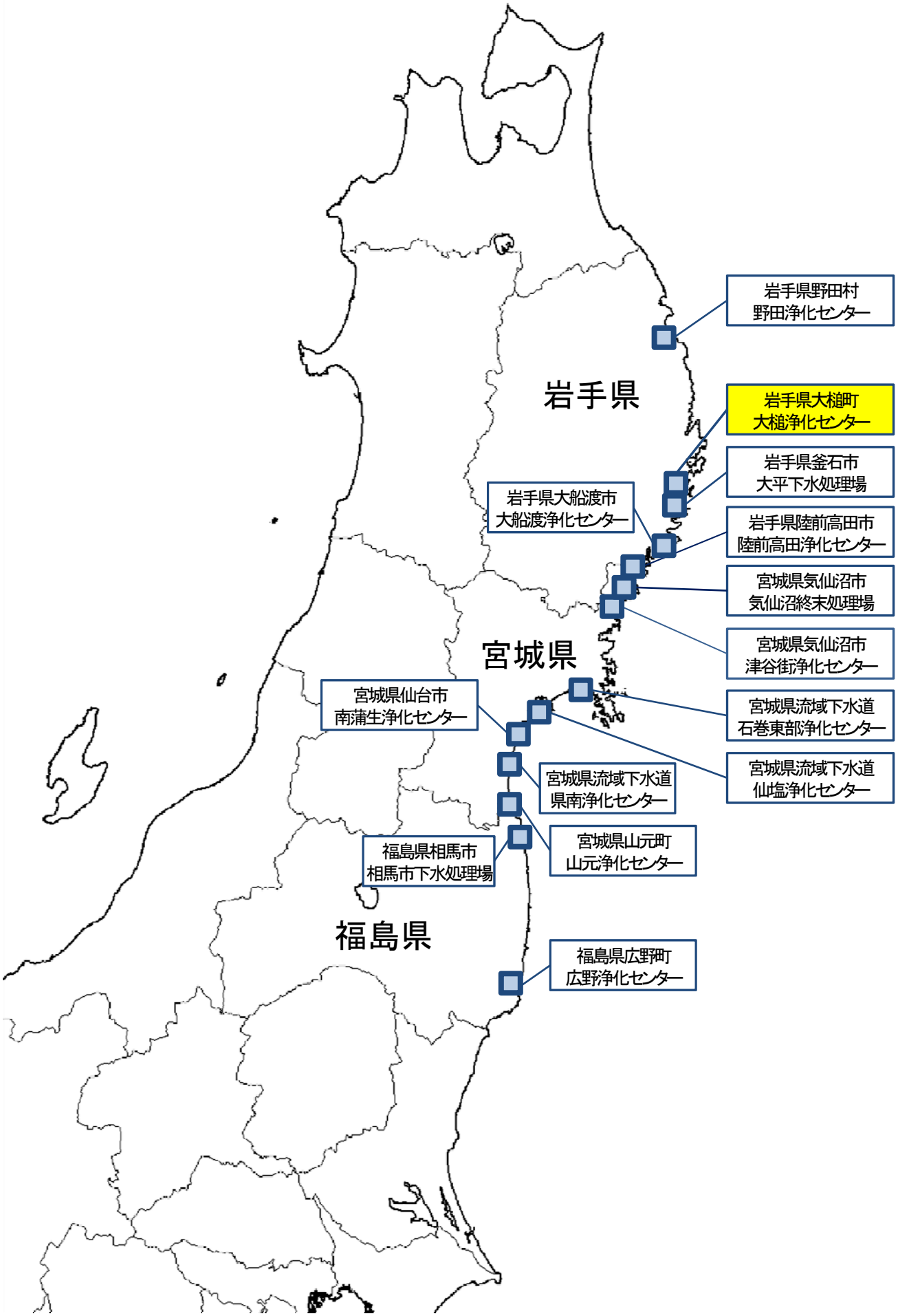
岩手県野田村
野田浄化センター
岩手県
岩手県大槌町
大槌浄化センター
岩手県釜石市
大平下水処理場
岩手県大船渡市
大船渡浄化センター
岩手県陸前高田市
陸前高田浄化センター
宮城県気仙沼市
気仙沼終末処理場
宮城県気仙沼市
津谷街浄化センター
宮城県
宮城県仙台市
南蒲生浄化センター
宮城県流域下水道
石巻東部浄化センター
宮城県流域下水道
仙塩浄化センター
宮城県流域下水道
県南浄化センター
宮城県山元町
山元浄化センター
福島県相馬市
相馬市下水処理場
福島県
福島県広野町
広野浄化センター

４．農地・農業用施設

① 被災状況

津波により約20haの農地及び農業用施設に甚大な被害

② 今後の対応

・ 現在、岩手県と大槌町は連携して、農業団体等に対する意向確認や具体的復旧方法の検討を進めており、県は11月末を目途に、平成24年度の営農に向けた農地の復旧面積等を取りまとめる予定。

・ 国としても、県・町と共に、地元の意向や復興計画等を踏まえた農地・農業用施設の復旧に向けて適切に対応。

５．海岸防災林の再生

① 箇所名： 浪板
② 海岸防災林の防潮工 411m、林帯 0.8ｈａが被災。
③ 防潮工の本復旧は、今年度中に着手し、概ね５年での完了を目指す。今年中に、大槌町復興計画策定等の議論を踏まえ、今後の再生方針を決定する予定。

（保全対象：吉里吉里浪板地区集落、国道４５号線、町道、宿泊施設等）

６．学校施設等

①幼稚園・小中高等学校等

（ⅰ）公立学校

＜大槌小学校、大槌北小学校、赤浜小学校、安渡小学校、大槌中学校＞

東日本大震災により被災した町立学校のうち、公立学校施設の災害復旧に係る国庫補助に申請したまたは申請予定の５校について、以下のとおり早期の復旧を目指す。

○　津波被害により甚大な被害を受けた大槌小学校、大槌北小学校、赤浜小学校、大槌中学校及び地震被害により構造的不具合が生じている安渡小学校については、本格復旧までの間、すでに開校している応急仮設校舎を活用する。校舎等の本格復旧については、平成２３年１２月までに大槌町震災復興計画を策定次第、高台移転を前提として復旧場所を確定、平成２８年度内の復旧完了を目標として小中一貫校移転建設事業に着手する。

（ⅱ）私立学校

東日本大震災により被災した私立学校のうち、私立学校施設の災害復旧に係る国庫補助に申請予定及び申請している２園について、以下のとおり、早期の復旧を目指す。

○　甚大な被害を受けた１園については、平成２３年１２月に事業着手し、平成２３年度内の復旧完了を目標とする。

○　津波被害を受け、移転も含めた総合的な検討が必要となる１園については、本格復旧までの間、応急仮設園舎の建設を平成２３年度末までに完了し、同年度末までに策定される当町の復興計画を踏まえて、平成２４年７月までに復旧場所の確定、平成２４年度末までに復旧完了を目指す。

②大学等

（ⅰ）国立学校

東日本大震災により被災した１法人の団地のうち､国立大学法人等施設の災害復旧に係る補助に申請済みの１団地については、以下の通り早期の復旧を目指す。

○　津波により甚大な被害を受けた施設については、危険防止のために緊急に実施する必要があるもの及び教育研究機能の早期回復のために必要となる仮設復旧等については、平成２３年度内の事業着手・復旧完了を目標とする。

校舎等の改築等を含む本格復旧については、移転も含めた総合的な検討が必要となるため、地域の復興計画の策定等の条件が整い次第、速やかに本格復旧に着手することとする。

○　復旧に際し、岩手県湾岸被災地を中心とする救援・復興支援のための後方支援拠点として、遠野市に救援・復興支援室遠野分室を、大槌町に大槌連絡所を平成

２３年５月に設置している。

③公立社会教育施設（公立社会体育施設と公立文化施設を含む）

＜大槌町立社会教育施設＞

津波被害を受けた吉里吉里分館・安渡分館・赤浜分館・須賀町栄町保健福祉会館・大槌町総合交流センター・小枕集会所・図書館の７施設は、移転も含めた総合的な検討が必要となる。当町の復興計画の作成後、速やかに本格復旧に着手する。尚、図書館は、博物館の機能も併せ持つ施設とする。

＜大槌町立社会体育施設＞

津波被害を受けた B&G 海洋センター・艇庫・ふれあい運動公園野球場・多目的広場・農村広場の５施設は、移転も含めた総合的な検討が必要となる。当町の復興計画の作成後、速やかに本格復旧に着手する。

７．土砂災害対策

①本年８月末までに、町内約 340 箇所の土砂災害危険箇所の点検を実施し、２箇所で斜面の変状等を確認。降雨等により二次的な被害の恐れがある箇所等、必要に応じ土のう積みや観測等の応急対策を実施。（降雨の状況等を考慮し、随時再調査等を実施。）

②大槌町（震度欠測）では、地震により地盤が脆弱になっている可能性が高く、降雨による土砂災害の危険性が通常よりも高いと考えられるため、県と気象台が連携し、本年３月より土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用している。今後の降雨と土砂災害発生状況を考慮し、発表基準の適切な見直しを実施。

８．災害廃棄物の処理

① 東日本大震災においては、地震による大規模な津波により膨大な量（709 千トン）の災害廃棄物が発生。

② 現在住民が生活している場所の近くの災害廃棄物については、平成 23 年８月までに仮置場へ概ね搬入した。今後はその他の災害廃棄物の仮置場への移動を平成 24 年３月までを目途に完了させる。なお、10 月末現在、浸水区域内に流出した災害廃棄物の仮置場への移動は概ね完了している。

③ 損壊家屋等（公物を除く。）の解体により生じる災害廃棄物の仮置場への移動についても、平成 24 年３月までを目途に完了予定である。

損壊した公物の解体により生じる災害廃棄物の仮置場への移動については、大規模な建物が含まれており、解体設計に時間を要するため、平成 25 年３月までを目標に作業をすすめている。

④ また、中間処理・最終処分については、腐敗性等がある廃棄物を速やかに処分しつつ、平成 26 年３月までを目途として処分を行う。なお、木くず、コンクリートくずで再生利用を予定しているものについては、劣化、腐敗等が生じない期間で再生利用の需要を踏まえつつ適切な期間を設定する。

工程表（岩手県大槌町）

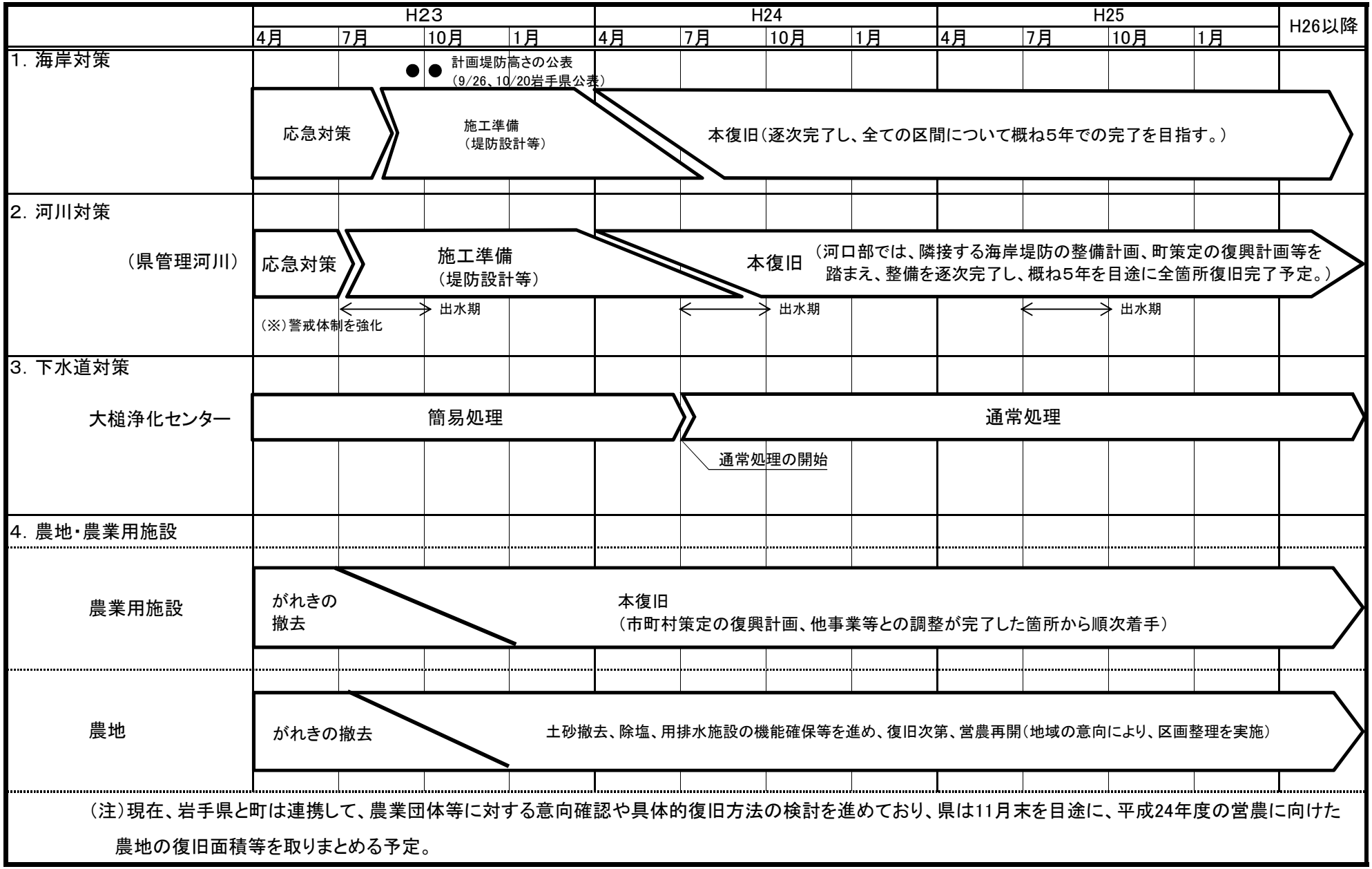

（注）現在、岩手県と町は連携して、農業団体等に対する意向確認や具体的復旧方法の検討を進めており、県は11月末を目途に、平成24年度の営農に向けた農地の復旧面積等を取りまとめる予定。

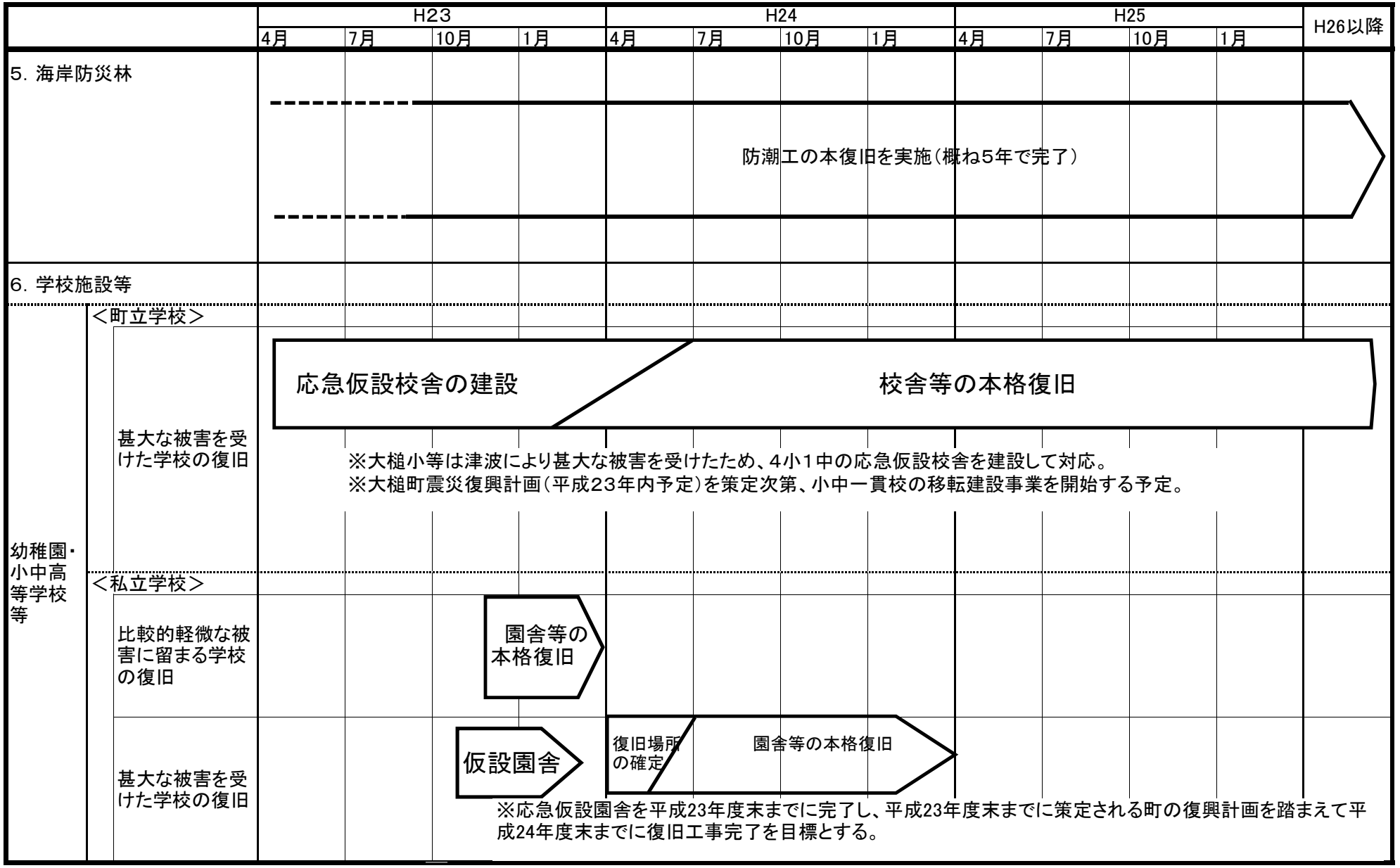
H23
H24
H25
H26以降
4月
7月
10月
1月
5. 海岸防災林
防潮工の本復旧を実施（概ね5年で完了）
6. 学校施設等
幼稚園・小中高等学校等
＜町立学校＞
甚大な被害を受けた学校の復旧
応急仮設校舎の建設
校舎等の本格復旧
※大槌小等は津波により甚大な被害を受けたため、4小1中の応急仮設校舎を建設して対応。
※大槌町震災復興計画（平成23年内予定）を策定次第、小中一貫校の移転建設事業を開始する予定。
＜私立学校＞
比較的軽微な被害に留まる学校の復旧
園舎等の本格復旧
甚大な被害を受けた学校の復旧
仮設園舎
復旧場所の確定
園舎等の本格復旧
※応急仮設園舎を平成23年度末までに完了し、平成23年度末までに策定される町の復興計画を踏まえて平成24年度末までに復旧工事完了を目標とする。

			H23				H24				H25				H26以降
			4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
大学等	＜国立学校＞	甚大な被害を受けた施設の復旧	がれきの撤去 仮設復旧等								校舎等の本格復旧				
公立社会教育施設（社会体育施設・公立文化施設を含む）	＜町立社会教育施設＞	甚大な被害を受けた社会教育施設の復旧	公民館分館・集会所の本格復旧												
			※吉里吉里分館・安渡分館・赤浜分館・須賀町栄町保険福祉会館・大槌町総合交流センター・小枕集会所については、当町の震災復興計画（平成23年内予定）を踏まえて復旧												
			図書館の本格復旧												
			※図書館については、当町の震災復興計画（平成23年内予定）を踏まえて復旧（博物館の機能も備えた施設を目指す）												
			B&G海洋センター・艇庫他社会体育施設の本格復旧												
			※B&G海洋センター・艇庫・ふれあい運動公園野球場・多目的広場・農村広場については、当町の震災復興計画（平成23年内予定）を踏まえて復旧												
7．土砂災害対策			土砂災害危険箇所の点検等												
			（※）土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用												

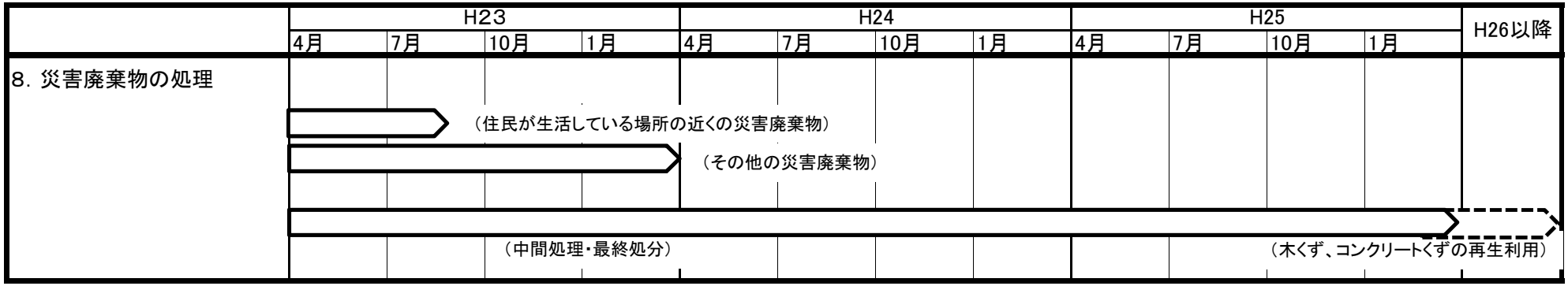
H23
H24
H25
H26以降
4月
7月
10月
1月
4月
7月
10月
1月
4月
7月
10月
1月
8. 災害廃棄物の処理
（住民が生活している場所の近くの災害廃棄物）
（その他の災害廃棄物）
（中間処理・最終処分）
（木くず、コンクリートくずの再生利用）